



Title	負名氏と律令官人制
Author(s)	阿部, 武彦
Citation	北海道大學文學部紀要, 11, 81-93
Issue Date	1963-02-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33277
Type	departmental bulletin paper
File Information	11_PR81-93.pdf



負名氏と律令官人制

阿
部
武
彦

負名氏と律令官人制

阿 部 武 彦

は し が き

律令制時代の官制あるいは律令官人の問題については古くから数多くの研究がある。特に近年律令官人について、多くの研究が行なわれ、ごく最近にも、野村忠夫氏の「律令官人の構成と出自」(律令国家の基礎構造)、直木孝次郎氏の「律令官制に於ける皇親勢力の一考察」(同上)、喜田新六氏の「令制官吏の成績審査と位階昇進規定」(中央大学文学部紀要二一号)等それぞれの特色を以って律令時代の官人構成の特色が明らかにされつつある。私もここに負名氏と律令官人制と題して、古代官僚制について若干の考察を加えたいと思う。

一

大宝令の官制は二官八省及び彈正台を以って最も重要な部分とされていることは周知のごとくである。而してその制度の制定に当たっては、わが国の特殊事情及び大化改新以後の経過を顧みたことも少なくなかったが、然し唐の制度たる三省六部九寺五監御史台に模したものであること又従来説かれているごとくである。従って諸官司は唐制のごとく長官次官判官主典の所謂四等官を以って組織することとを通則とした。この四等官人が律令官人と呼ばれるにふさわしい

ものであることは勿論であるが、しかしその下に史生・掌・その他師・博士・伴部・使部・直丁等数多くの下層官人があり、その数は勿論これら下層官人の数の方が多かったのである(律令官人の数については直木孝次郎氏の調査したものがある。同氏「律令官制に於ける皇親勢力の一考察」(参照)。ところでこの四等官人の構成と大化前代の貴族層との関係は普通次の如く考えられている。例えば坂本太郎博士は「推古天皇の頃から、官人を総称して臣連伴造国造百八十部」というようになったが、この伴造は部から離れた上級官人であり、百八十部は部の実務に執掌した事務官僚であらう。律令官制はこの百八十部の令前官制を下部構造とし、上級に壮麗なる四等官品官の制度を冠したものである」(「古代に於ける雑色人の意義」)。このことは他の多くの研究者によっても説かれているところであるが、有名な大化二年八月癸酉の詔に、従来臣連伴造国造の所有していた品部を廃止して国家の民となし、そのかわりに彼等を新しい官僚として採用するとあり、この詔によっても上の見解は支持されるであらう。

かくの如く律令官人には大化前代の臣連伴造など云われた貴族が任用されたのであるが、令の規定では、これまた周知の如く官吏は德行採用主義の立場で選ばれることになっている。即ち養老選叙令によれば「凡心選者、皆審状迹、銓擬之日、先尽德行、德行同、取才用高者、才用同、取勞効多者」と規定してある。かくの如く令の規定には德行採用主義で一般に広く門が開かれているようにみえるけれど、実際には官人になり得る家柄は大体定まっております、その昇り得る位階の限度もその家柄・出自によって大体決って

いた(野村忠夫「律令官人の構成と出」)。そしてこの点が古代官僚と近代官僚との大きな相違点であるといわれているのである。ところでもしこのように律令官人が古代の伝統と出自に大きく影響されているとするならば、律令時代の官職と官人にも、同じように古代の伝統が大きな影響を与えているであろうか。

まず官職についていえば、律令制官職の多くは唐の制度に倣ったものであるが、しかしそのなかにはかなり日本古来の官職が採用されたものではないかと思われるものがある。例えば神祇官とか宮内省の内膳司、造酒司、采女司、主水司、宮陶司等は大化前代の伴造制度と密接な関係があると思われる。従ってそういう官司には長官・次官・判官・主典・史生・使部・直丁という構成員の外に古い伴造制度と関係があるといわれる伴部・品部雑戸等が附属させられている。而してこれら伴部が古い伝統を持った負名氏の入色者を以ってあてることが周知のごとくであるが、ここに問題は果してそうした官司に於いて、官人として主要部を占める四等官官人が、過去の伝統によって特殊な氏によって占められるようなことがあったかどうか、それをまず問題にしてみようと思う。というのは官位令・職員令・選叙令等を見ても、特殊な官職の四等官人に特殊な人を任用する規定は見当らないのである。のみならず選叙令には「凡同司主典以上、不得用三等以上親」とあって特定の同一家乃至氏によって、同一官職の四等官に二人以上が選任されることを拒否している。従って令制の立場ではすべての官職は律令官人一般に平等に開放されていることを原則としていたといわれなければならない。

しかし実際には矢張り官職によつては、過去の伝統が顧慮せられたものの如くで、次にあげるものはその例とすることが出来るであろう。

(1) 内膳司

令制では各官衙の官員を長官次官判官主典の四等に分ち、用字は官衙によつて異なるがすべてカミ・スケ・ジョウ・サカンと呼んだ。例えば省は卿・輔・丞・録の字を用い、寮は頭・助・允・属、司は長官は正、次官を欠いて判官を佐、主典を令史と書いていた。従つて内膳司も普通ならば正・佑・令史の名称を用いるべきところであるが、内膳司に限つて令には、奉膳二人(掌下惣知御膳、進食先管事と典膳六人(掌下造供御膳調中和庶味寒温之節と令史一人とある。これは必ず何等か特殊の事情があつたためであつて、その事情とは大化前代にまで遡る特殊な氏族の職掌と関係するものであろう。続日本紀神護景雲二年二月癸巳条に「准令以高橋安曇二氏任内膳司一者為奉膳、其以他氏任之者、宜為正」とあり、他に職員令集解内膳司典膳の注、及び延喜式の式部式にもほぼ同様の記事がある。高橋安曇両氏が大化前代より膳職に奉仕していたことは有名で、例えば高橋氏文には、「天皇(景行)加大御言良麻宣波子孫等平長世乃膳職乃長止上総国乃長止淡国乃長止余氏波万介太麻波云云」とあってその伝統の古いことを述べている。いま続日本紀によつて内膳司の奉膳・正に任命されたものを年代順に示せば次の如くである。

高橋朝臣子老(天平宝字三・十一・丁卯) 高橋朝臣老麻呂(天平宝字六・四・庚戌) 布勢王(神護

(二・二) 安曇宿禰諸継(宝亀元・十) 山辺王(宝亀五・三・甲辰) 安曇宿禰淨成(宝亀三・癸巳) 高橋朝臣祖麻呂(宝亀十・六・辛亥)

統日本紀には奉膳に関する記事が天平宝字三年以前にはないので、それ以前高橋安曇二氏が慣習的に奉膳の官職を占めていたか否か、遽に断ずるを得ないが、以上の例示によって奈良時代大体高橋安曇二氏より奉膳が選ばれたということは出来るであろう。そしてこの傾向は平安時代前期を通じて変らない。

(2) 神祇官

神祇官の四等官の構成は伯一人、大副・少副各一人、大祐・少祐各一人、大史・少史各一人であるが、上例に準じてその任命されたものを挙げれば次の如くである。

(A) 神祇伯

中臣朝臣意美麻呂(和銅元・三・丙午) 中臣朝臣広見(天平四・九・乙巳) 中臣朝臣名代(天平十・五・辛卯) 巨勢朝臣奈氏麻呂(天平十三・七・辛亥) 石川朝臣年足(天平宝字元・八・庚辰) 文室真人淨三(天平宝字六・十二・乙巳) 中臣朝臣清麻呂(天平神護元・十一・庚辰) 大中臣朝臣子老(宝亀八・正・戊寅) 大中臣朝臣諸魚(延暦八・三・戊午)

(B) 神祇大副

中臣朝臣人足(靈龜二・二・丁巳) 菅生朝臣古麻呂(天平九・十・二・壬戌) 中臣朝臣清麻呂(天平十五・六・丁酉) 中臣朝臣益人(天平十九・五・丙子) 中臣朝臣清麻呂(天平勝宝午・庚) 中臣朝臣毛人(天平宝字三・十・戊申) 加茂朝臣塩(神護景雲二・二・癸巳) 大中臣朝臣子老(宝亀三・四・庚午) 高賀茂朝臣諸魚(宝亀八・十・辛卯) 賀茂朝臣大川(天応元・五・癸未) 中臣朝臣鷹王(延暦二・六・丙寅)

(C) 神祇少副

忌部宿禰鳥麻呂(天平勝宝元・四・戊戌) 忌部宿禰皆麻呂(天平宝字三・十・戊申) 忌部宿禰人上(延暦五・十・甲子)

(D) 神祇大祐

忌部宿禰人上(延暦三・四・壬寅)

(E) 神祇大史

忌部諸足(天平宝字五年大日本古文書十五)

以上の諸例を見ると、奈良時代には神祇伯及び大副には多く中臣氏出身の者が任ぜられ、少副以下に忌部氏が選任せられていた傾向を認めることが出来る。(平安時代になると、少副にも中臣氏出身の者が任ぜられるようになったようである)

(3) 治部省諸陵司

治部省諸陵司の四等官は正一人、佑一人、令史一人の構成であったが、天平元年八月五日の詔によって寮の取扱になった(統日本紀令集解) 同じく奈良時代諸陵寮の四等官人になったものをあげれば次の如くである。

(A) 諸陵頭

土師宿禰千村(天平三・六・庚寅) 角朝臣家主(天平五・十・二・庚申) 土師宿禰三目(天平十二・二・壬戌) 土師宿禰牛勝(天平十八・八・丁亥) 文室真人子老(神護景雲二・七・壬申) 甲賀王(宝亀二・七・丁未) 伊刀王(宝亀八・二・丙申) 浅井王(延暦四・一・辛亥) 八上王(延暦五・十・甲子) 調使王(延暦十・三・辛巳)

(B) 諸陵助

土師宿禰位(神護景雲二・二・癸巳) 土師宿禰和麻呂(宝亀二・七・丁未)

これらの諸例によってみると、諸陵寮の長官には奈良時代の中頃ま

では多く土師氏の者が任命され、以後は諸王が任命されることが多かったということが出来る。そして次官たる助の例は僅か二例のみであるが、奈良時代末期までいづれも土師氏のものゝ任命されている。土師氏が喪葬凶礼に關与していたのは大化前代よりその例多く、土師氏の伝統的職業が、律令制以後も引き続いて諸陵司の長官次官の位置を土師氏に与えたものであろう。

(4) 衛門府

衛門府の四等官は督一人、佐一人、大尉・少尉各二人、大志・少志各二人の構成である。上例にならつて衛門府の四等官人をあげれば次の如くである。

(A) 衛門督

大伴宿禰男入(和銅元・三・丙午)長田王(天平元・九・乙卯)高安王(天平四・十・丁亥)佐伯大夫(天平十二・十・壬戌)佐伯宿禰常入(天平十七・正・巳未)大伴古慈斐(天平勝・宝年中)弓削御淨朝臣淨入(天平宝字八・十・癸未)大伴宿禰家持(宝龜六・十・丁巳)大伴宿禰伯麻呂(天応元・五・乙丑)佐伯宿禰久良麻呂(延暦元・六・辛未)石上朝臣家成(延暦五・二・丁丑)大伴宿禰潔足(延暦七・三・己巳)紀朝臣木津魚(延暦九・三・壬戌)

(B) 衛門佐

佐味朝臣虫麻呂(天平元・二・辛未)大伴宿禰不破麻呂(天平宝字元・六・壬辰)安倍朝臣小東入(神護景雲二・二・癸巳)栗田朝臣鷹守(宝龜二・閏・大・中・臣・朝・臣・諸・魚・八・辛卯)藤原朝臣長河(宝龜十・九・癸酉)大伴宿禰弟麻呂(宝龜十一・三・壬午)大・中・臣・朝・臣・繼・麻・呂(天応元・五・癸未)藤原朝臣真友(延暦元・閏・紀・朝・臣・広・足・正・辛・亥)藤原朝臣仲成(延暦五・正・己未)佐伯宿禰繼成(延暦九・三・壬戌)

これらの例を見ると衛門佐に於いては余り顯著ではないが、衛門督

に於いては大伴氏及び佐伯氏の者が多く任命されていることを知り得る。衛門府と大化前代の軍事組織との關係は必ずしも明らかでないが、井上光貞氏によれば、衛門府をユゲイノツカサと呼ぶことは衛門府が大化前代の靱負部と關係のあることが推測され、この靱負部は大伴氏の私民的性格をもっていたと考えられている(『大和國家の諸問題』所収)。また弘仁二年十一月廿八日の官府に散位從五位下大伴宿禰真麻呂、右兵庫頭從五位下佐伯宿禰金山等の解として、

「己等之祖室屋大連公、領靱負三千人左右分衛、是以衛門開闔、奕世相承」とあり(令集解職員令、左衛土府の条)、大伴佐伯兩氏が衛門の事に關係した事は江家次第御即位儀に、「開章德興禮兩門、伴佐伯帶劔、着

五位禮服、率門部三人入自兩門、居會昌門内左右廂胡床云云、次伴佐伯兩門下壇對北面立、次令門部開門還本座、諸門皆応各還云云、兩氏閉門云云」とあり、又延喜式にも踐祚大嘗祭の儀に「伴佐伯氏各二人開大嘗宮南門」とあり、此等の記事によつて大伴佐伯氏が衛門に深い關係のあつたことを知り得るが、それは大化前代よりの慣習であつたことが推測せられる。

以上内膳司・神祇官・諸陵寮・衛門府等の例をあげて、これら令制の諸官司の四等官人にはそれぞれ大化前代の特定職業を世襲した諸氏のものゝ任命されることが多かったことをみた。而も諸陵寮の場合に於いては奈良時代前半期に一層その傾向が強いところを見ると、新しい官制に再編成された場合伝統的職業がなおしばらくは諸氏によつて世襲されることの強かつたことを示すものとも考えられる。しかしこれらの諸官司を除くと、他の諸官司に於いてはそうし

た傾向はあまり見られないように思う。それは令制の基本方針が官位令に示してあるようにそれぞれの官職は官位相当制によって平等にあつかわれており、又その官人は一定の年数を経て成績審査の後転職することになっていたからである。そうすると以上四つの官司は令制に於いて特殊の例であるということになるのであるが、それならばどのような事情でそうなったのか。又諸他の官司ではそのような事情は全然なかったのか。これらのことが次の問題となるであらう。

このことを考えるため、まず令制の官司を見て新しく設けられた官職と大化前代に密接な関係をもつ官職とに分けてみよう。その分類は必ずしも容易ではない。しかし養老職員令を見ると、例えば民部省のように、四等官人・史生・省掌・使部・直丁のような官人構成のものと、神祇官のように、四等官人・神部・卜部・使部・直丁というように伴部を含むものとに区別することが出来る。伴部はトモノミヤツコと読まれ、大化前代の伴造と何等かの関係があるものと考えてよい。これを基準として伴部を含む官司をあげれば、神祇官・内蔵寮・画工司・内礼司・治部省・諸陵司・造兵司・鼓吹司・刑部省・囚獄司・大蔵省・典鑄司・掃部司・染部司・縫部司・大膳職・木工寮・大炊寮・主殿寮・内膳司・造酒司・鍛冶司・土工司・采女司・内掃部司・衛門府・左馬寮等の官司をあげることが出来る。もつともこれら諸官司はそれぞれ伴部を含むといつても、その伴部の内容は様でない。主礼司の主礼は令集解に「可_レ読_二友造_一」とあつて、トモノミヤツコと読んだようであるが、その主礼には

「主礼六人、元以大舍人_二為_レ之_一」(統日本紀・大宝三年正月甲子)とあつて大化前代のトモノミヤツコと関係のない新しいものもある。又造兵司雑工部廿人は「謂、此取_二雜工戸_一而充之_一」(令義)とあり、鍛冶司鍛部、土工司泥部等も同様である(令義)。しかしこうしたものを除くと、「諸司伴部者、各以_二負名氏入色者_一補_レ之、不得_二輒取_二白丁_一」(延喜式)とあるように負名氏入色者を以てあててゐる。しかし文献に明らかに負名氏を以てあてるとあるもの、及びこれに準ずると考えられるものをあげれば次の如くである。

神祇官	神部	〔令集解讀説〕
諸陵司	土部	
囚獄司	物部	〔延喜式式部式〕
掃部司	掃部	〔 〃 〃 〕
主殿寮	殿部	〔 〃 〃 〕
内膳司	膳部	〔令集解穴云〕
造酒司	酒部	〔延喜式式部〕
主水司	水部	〔 〃 〃 〕
内掃部司	掃部	〔 〃 〃 〕
衛門府	門部	〔延喜式兵部省〕
左馬寮	馬部	〔延喜式左右馬寮〕

この表は負名氏よりとられる伴部と、その所属官司をあげたものである。その負名氏とは具体的にどの氏を指すのか、又奈良時代の頃それぞれの伴部の具体例は果してどのようなものであつたか。これらの事については他の機会に論及したこともあるのでここには省略し

よう(坂本博士記)。それではこれら大化前代よりその職業を世襲していた伴部を含む諸官司の四等官人には神祇官・諸陵司・内膳司・衛門府についてみたと同様の傾向があるであろうか。前表にあげた諸官司についてみるに、囚獄司・掃部司・主水司については具体的例がないので不明である。その他についてみれば次の如くである。

(1) 主殿寮

(A) 主殿頭

引田朝臣虫麻呂(天平三・六・庚寅)紀朝臣鹿人(天平九・十・壬戌)車持朝臣国人(天平三・八・丁亥)鴨朝臣石角(天平十八・四・壬寅)美和真人土生(神護景雲元・七・庚戌)塩屋王(元・六・甲午)県大養宿禰堅魚麻呂(延暦元・二・庚申)布勢朝臣大海(延暦四・正・辛亥)巨勢朝臣家成(延暦四・七・壬戌)大宅朝臣広江(延暦七・二・丙午)岡田王(延暦七・三・己巳)巨勢朝臣総成(延暦十・二・甲辰)

(B) 主殿助

下道臣色夫多(天平神護二・五・癸亥)難波連足人(神護景雲元・五・癸酉)

主殿寮の殿部は三代実録元慶六年十二月廿五日条によると、日置・子部・車持・笠取・鴨五姓の人を以てあてることになっていた。従つて前掲主殿頭の中に、車持朝臣国人・鴨朝臣石角の名の見えることは、殿部としての負名氏であるところから主殿頭に任ぜられたようにも見受けられる。しかし全体から見れば十二名のうち僅かに二名にすぎず、主殿寮の長官に負名氏を任ずる慣習があったとはいひ得ないように思われる。

(2) 造酒司—造酒正

真立王(宝龜九・五・庚午)上毛野坂本朝臣男嶋(宝龜四・五・癸巳)浄上王(宝龜七・三・癸巳)石城

王(宝龜八・正・庚辰)中臣丸朝臣馬主(宝龜十一・四・辛亥)和朝臣家麻呂(延暦七・二・丙午)巨勢朝臣総成(延暦八・二・癸未)乙平王(延暦十・三・辛巳)

造酒正に関するこれらの史料は主として奈良時代末期のものであるが、これを見ると造酒正には多く諸王が任命されていて、負名氏とは関係がないように思われる。

(3) 内掃部司—内掃部正

小塞宿禰弓張(天応元・六・甲午)丹比宿禰真浄(延暦三・四・壬寅)下毛野朝臣年継(延暦八・丙子)

内掃部司の長官の場合も、主として史料は奈良時代末期のものに限られるが、ここでも負名氏との関係を考えることは困難である。

(4) 左馬寮—左馬頭

坂上王(神護景雲二・十一・癸未)牟都支王(神護景雲三・六・乙巳)

(5) 右馬寮—右馬頭

下毛野朝臣多具比(天平宝字元・六・壬辰)笠朝臣望足(宝龜九・二・庚子)

左馬寮・右馬寮の例についてみると、左馬寮ではその長官は諸王出身であり、右馬寮に於いても負名氏との関係を見ることを得ない。

これら主殿寮・造酒司・内掃部司・馬寮等の長官或いは次官には負名氏との関係を見ることが出来ない。又先に述べた如く囚獄司・掃部司・主水司については具体的例が少なく不明であるが、恐らく同様ではなかったかと推測する。そうすると最初にあげた神祇官・諸陵司・内膳司・衛門府等の例は矢張り特殊の例であるといった方がよさそうである。それではどうして神祇官等の四等官人には負名氏のものが多く任命せられ、他の場合には伴部に負名氏をとりなが

ら、四等官人には負名氏を任命しなかったのであろうか。その理由は種々考えられるが、大化二年八月の詔に臣連伴造国造に対して、彼等の所有する品部を廃止するかわりに新しい官職を与えると約束しながら、実際には次第に伴造等は官人としての地位から離れていったことが大きく影響しているように思われる。天武天皇の時代改賜姓にあづかった伴造のうち、奈良時代の文獻乃至姓氏録にその氏の名すら見えない氏の多いことがそのことを証するように思われる(拙稿「伴造・伴部考」)。勿論神祇官・諸陵司・内膳司・衛門府の職掌の特殊性ということも充分考えなくてはならないであろう。

二

以上述べたことは、律令官制においては大化前代それぞれの伴造が世襲していた職業を、かなりその官制の中に取り入れ、実際の仕事に従事する伴部には大化前代よりの負名氏のことを任用しながら上級の四等官人には負名氏と関係ない少数貴族層を以ってあてたことを述べた。しかし少くとも伴部は平安時代まで負名氏のことを以ってあてよう屢々述べられているし、伴部の属する四等官人の中に負名氏のものがあることがいろいろ便利であつたであろうから、四等官人のうち下級のものには負名氏のものゝ任用されたのではないかと思われるふしもないではない。

例えば延喜式踐祚大嘗祭に「(前略) 薦_三悠紀御膳_一、行立次第(中略) 次采女司采女朝臣二人_{左右}前駐」とあつて采女司には采女朝臣のものが二名がいたようであり、采女式には「凡諸節会日、正及令史供_二

奉御膳前_一采女朝臣氏_二」(令史用_三采)とあつて、采女司の令史には慣習として采女朝臣氏を用いていたようである。令史は主典の地位であり、その職掌は一般的には「掌_下受事上抄、勘_二署文案_一、検_二出稽失_一、読_二申公文_上」と規定されている。采女朝臣氏はその氏の名からも、又朱鳥元年天武天皇崩御に際して、「直大肆采女朝臣筑羅羅_二内命婦事_一」とあることから古くから采女のことを掌っていた氏と考えられる。采女司の四等官人の例は具体例が少なくてあまりはつきりしないが、「令史用_二采女朝臣氏_一」とあることを考えると、四等官人のうち下級のものに負名氏を任用していたのではないかと思われる。采女司に於ける采女朝臣と似たことが主水司の水取連についてもい得るかもしれない。それは同じ踐祚大嘗祭式の悠紀御膳を薦める行立次第の条に「次主水司水取連一人_略注 水部一人_略注」とあつて主水司の中に水取連のものがいることが前提されているようである。そしてその例は僅か一例であるが貞観六年八月条に「左京人主水令史正七位下水取連繼人」とあつて主水司の下級官人に負名氏たる水取連のものがいたことがわかる。

采女司や主水司の場合に見られるような状態が他の官司に於いても見られるかどうか些細に調査する必要があるが、次の如き例は参考にするであろう。即ち天平十七年の造酒司解には「正八位下行員外令史日下部酒人連長人」(大日本古文書_二二ノ四〇七頁_一)とあり、同年の内掃部司解には「正七位行令史掃部連_二故_一」(大日本古文書_二二ノ四〇八頁_一)とあつて、造酒司、内掃部司の下級四等官人に負名氏のものゝ任ぜられていたことを知り得る。これらは偶然的な例であつて、必ずしも当時の一般例とは

なし難いようにも思われるが、蔭位や位子によって官人となる場合にも、又伴部が位階を得て四等官職に就く場合、その伴部の属する官司に属することが何かと便宜であつたであらう。

そのみならず、祭祀や特殊技術に関しては平安時代に至るまで古い伝統が維持されていたことも考えなくてはならない。例えば踐祚大嘗祭にあつて、「石上、榎井二氏各二人皆朝服、率内物部四十人、立大嘗宮南北門神楯戟」とあることや、「伴宿禰一人、佐伯宿禰一人、各率門部八人」とあることなどは、いずれも令制の中に組みこまれた伴部を、かつての伴造が官人的な立場を超えて引率した例であらう。内物部は令義解及び集解古記の註では衛門府の物部を呼ぶことになっており、門部も同じく衛門府に属している。従つて衛門府の四等官人に物部氏、大伴氏佐伯氏のものを以つて任ずることが種々便宜があつたと思われる。踐祚大嘗祭の如き儀式に物部氏や大伴佐伯氏が古い伝統によつて行事を分担していたことは上に見た如くであるが、こうした儀式や祭祀に古い伝統が生きつづけていたことは例が多い。忌火庭火祭のト戸坐一人は山城国愛宕郡鴨県主氏童子がこれになり、火炬二人は同国葛野郡秦氏童女がそれになることになつていた^(式延喜)。四月九日の神衣祭にあつては、和妙は服部氏、荒妙は麻統氏が作るようになっており、六月晦日の大祓に於ける五色薄縹を始め、金銀塗人像は東西文部の預るところであつた^(式延喜)。又大嘗祭の儀に用いる瓮廿口、比良加一百口、埴二百口五色薄縹各三尺、倭文三尺、木綿・麻各一斤・葉薦一枚、鐸斧・小斧各二具、鎌二張は淡路国をして作らしめ、造りおわつて当国の凡直

氏一人が木綿鬘をつけて賢木を執つて引導せしめた^(式延喜)、大嘗官の南北門に建てる神楯四枚、戟八竿は兵庫寮をして造らしめることになつていたが、楯は丹波国楯縫氏が作り、戟は紀伊国忌部氏が作ることになつていた^(式延喜)。かくの如く儀式や祭祀にあつて、その行事の分担、器具の製作等に古くから定められた氏がその職掌を遂行する記事は尚数多くあげることが出来る。

特殊な技術的職業は令制の中に数多くの品部雑戸として一般公民と區別して特殊な職業を世襲せしめたことは周知知られている如くである。天平十六年二月に至つて馬銅雑戸を免じて平民と同じくした場合にも「既免之後、汝等手伎如不^レ伝^ニ習子孫^一、子孫弥降^ニ前姓^一、欲^レ從^ニ卑品^一」と述べてその技術を世襲せしめている。こうした社会的風潮が次に述べる伴部に長く負名氏を以つて任ずることを可能ならしめたのであるし、又律令時代の下級官人に伝統的負名氏をもつてあつてることになつたものであらう。

律令官人といつても勿論様々である。が官位令に定められた官位相当の制は特殊な氏をして特殊な官職に当てることを否定しているものである。従つて多くの四等官人は特殊な氏によつて占められるということはない。その意味では第一項に見たごとき神祇官・諸陵司・内膳司・衛門府等の例は特殊な例とすべきであらう。しかし諸司の四等官人のうちでも下級の職員のうちには采女司・主水司・造主司・内掃守司に見られるように大化前代の負名氏が任ぜられることがかなり多かつたのではないかと考えられる。このことは律令官人がその出自によつてその昇り得る位階に限度があつたことと相關

連して古来の伝統が可成り強く律令官人制に作用していたことを物語るものではなからうか。

三

伴部については先に既に若干述べたが、この伴部は律令官人の中にあつて最下層の官人であり、番上官であつた。令制の中の伴部の種類は二十余あり、その定員は種別によつて差があるが全体では二千人を超えると計算されている。これらの伴部は先に述べた如く大舎人を以てあてられたもの、品部雑戸より選ばれるものもあつたが、大部分は負名氏入色のものを以つて補することになつていた。

延喜式部式に「諸司伴部者各以負名氏入色者補之、不得輒取白丁、若其氏無入色者、本司録狀請官処分」とあるのは、奈良時代より平安時代にかけて、品部雑戸の身分は大部分なくなり、伴部を品部雑戸より取る規定も自然行われなくなつたためでもあらうが（坂本太郎氏「古代に於ける雑色人の」平安時代まで続いた大部分の伴部は負名氏より選ばれたことを物語るものである。ここにその伴部の具体的例をあげ、負名氏とは如何なる氏々であるかを記述すべきであるが、それについて別に考えたこともあるので、ここにはそれを省略し、主として負名氏の没落を中心に述べたいと思う。

いま述べた伴部は負名入色者を以つて補すとある延喜式の文の次に「若其氏無入色者、本司録狀請官処分」とあつて、これからすると負名氏の伴部希望者が次第に少くなつていったのではないかと思われる。このことは同じ式部式に「但主殿寮殿部、掃部寮掃

部、主水司水部並取負名外異姓白丁五人、預勘籍例、亦主殿寮殿部十人、造酒司酒部廿人、並負名外取異姓入色補之」とあるのや、「囚獄司物部者通取負名氏并他氏白丁、（中略）東西市亦取負名氏入色十人白丁十人」とあることによつても理解することが出来る。ところでこのような名負伴部の欠乏の記事は文献に見る限り平安時代に入つてからである。即ち次の如くである。

(1) 天長八年二月十五日、通取他氏廿人、補造酒司名負酒部闕、見直少数、供事多闕也（類聚国史一〇七）
(2) 天長八年二月十六日、囚獄司物部定額四十人、依無名負氏入色人、通取他氏、早補二十人之員、兼皆令帶兵仗、無人三分番、不堪充事也（類聚国史一〇七）

(3) 承和六年八月十四日、（殿部）補異姓白丁五人（三代実録元慶六年十二月廿五日）
(4) 元慶六年十二月廿五日、聴主殿寮殿部十人以異姓入色加中補其闕、先是、宮内省言、主殿寮檢職員令、殿部四十人、以三日子部車持笠取鴨五姓人、為之、今代或氏挙家絶滅、或氏無心、直寮、因茲差役雜事常煩人乏、為濟公事、假補異姓、功積勞成移式部省、而稱不載考帳、常事勘却、望請承和六年八月十四日補異姓白丁五人之外、充補十人、其遺廿五人待五姓人以補之、從之。

これらの文献を先の延喜式の文と合せてみると、主殿寮殿部・掃部寮掃部・主水司水部・造酒司酒部・囚獄司物部等は平安時代になると次第に名負伴部が闕乏し、異姓白丁を以つてその闕を補うに至つた事情を知ることが出来る。掃部・水部に異姓白丁五人を取るに至

つた年代は明らかでないが、他と比較してこれを平安時代初期にあてることがほぼ許されるように思われる。そして異姓白丁を以て名負伴部の闕を補うに至った事情は「或氏挙家絶滅、或氏無心直寮」とか「見直少数 供事多闕」と見えているように負名氏の家の絶滅及び伴部として官司に奉仕する意慾の欠乏のためであった。

それではどうして「挙家絶滅」し或いは「無心直寮」き状態になったのであろうか。それを理解するためには伴部の生活の実態をみる必要がある。併し残念ながら負名氏伴部の実態を示す具体例が見当たらないので、ここには伴部に類似した例によってその生活を推測することとする。野村忠夫氏が律令下層官人の例として研究した装潢生秦常忌寸秋庭の場合はその具体的生活面で伴部の生活に近いように思われる。養老令の図書寮には頭・助・(大少)允・(大少)属の四等官人の下に写書手(二十人)装潢手(四人)造紙手(四人)造筆手(十人)造墨手(四人)があり、その下に使部直丁紙戸がある。これら写書手装潢手等の官司の中に記述せられた位置は他の官司に於ける伴部の位置と同じであり、更に同じく番上官であることもその待遇の同じであったことを考えさせる。而して装潢手は大宝令では装潢生となっていたのであって、野村氏の考察した装潢生秦常忌寸秋庭の生活はほぼ他の諸司の伴部の生活を推測せしめるのである。ところで野村氏の調査したところによると、秦常氏は秦氏の系統に属する氏で、技術的下層官人若しくは鑄工といった技術工を出している。この秦常氏出身である秋庭は文武天皇四年に

生まれ、二十五歳前後で出身し、天平五年頃まで図書寮番上装潢生として出仕し、神龜五年より天平五年までの間に三十歳前後で内分番の考満ちて少初位上に初叙され、天平勝宝二年五十一歳で散位従七位上となり、その後数年にして奈良時代の史料から姿を消している。而して一方天平五年の右京計帳には、彼の家族の構成員が見えていて、その戸口数二十八人、正丁数四十五人であるが、この数は当時の最も標準的な郷戸の姿を示している。彼は図書寮番上装潢生として出身し、徭役を免ぜられ、少初位としての若干の季禄を受けていたが、その生活の基本的部分は戸口が耕す班田にあったと考えられている(野村忠夫「律令官人構成について」の序章「書院部紀要四号」)。この秋庭に見られるような状態が恐らく伴部としての律令下層官人の一般的な姿であったろう。伴部の出身については選叙令の「凡授位者、皆限二年廿五以上」とあるのについて義解は「謂入色年限起自二十七也」とあり、集解の釈には「文限廿五(云云)但別勅才伎長上及中宮舍人、諸司伴部帳内資人等之類、皆限三年十七出身、廿五叙位耳」とあり、古記には「依令八考成選、十七年之出身、依格六考成選十九年出身耳。」とあって十九歳位で出身し得たが、その昇進過程はほぼ秋庭と同じ程度であったろう。従ってその俸禄は極めて僅かであったと考えてよい。

このように極めて僅かの俸禄で特権としては課役を免除されるだけであったとすれば、「無心直寮」き状態に至るのも当然であったかと思われる。更に彼等の生活の基礎が家族の働く班田耕作にあったとすれば、班田制度の崩壊と共に「挙家絶滅」という事態もた

の文飾ではなかったであろう。平安時代には絶戸田が屢々問題となるが、貞観三年六月甲辰朔条には「詔民部省^一、除棄大中臣中臣兩氏絶戸井無身戸、左右京職惣一百卅七烟^一（後略）」と見えていて、京中に大中臣中臣兩氏の絶戸無身戸百三十七烟あつたことをあげている。負名氏伴部もこうした班田制崩壊のうちに「挙家絶滅」する家がかかりあつたであろう。

こうした事態に立ちいたつて政府は必要な伴部を確保するため、「異姓入色」或いは白丁を以つて名負伴部の欠にあてんとしたし、又伴部に時服を与えて優遇せんとしたのである。伴部に時服を与えることは、延暦十七年大藏省の藏部に与えたことを初見とするが（類聚国史二〇七・職官二二・大藏省）、大同年間諸司史生以下雑色人以上に賜う時服并月料の法を定め（三代格六及び、日本後、紀大同四年三月十五日）、諸官司の定員数は延喜式の中務省にあげてある。そして更に元慶から仁和にかけては番上料として官田を置いている。即ち仁和四年七月廿三日には内膳司番上料として山城国官田一町百廿二歩を充て、同年十二月廿五日には主殿寮殿部廿人の粮料として山城国に廿一町二段百歩の地があてられている（三代格十五）。

負名氏伴部の没落と、伴部欠乏に対する政府の努力は以上の如くである。ただここで問題なのは政府は何故負名氏にかくも執着したのであるうか。希望者があれば負名氏でなくて一般の白丁から伴部を採用してもかまわなかつたのではなからうか。この問題を考えるとき、負名氏という言葉が多く平安時代初期に使われていることが注意せられる。単に負名氏から伴部を取ることが祖先の職業と関連

して便宜であつたという以上に、そこには、負名氏伴部を維持しようとの考えが強く見られるのであつて、それはおそらく平安時代初期の旧制度維持のあらわれであつたであろう。